

保育料及び副食費などの諸費用について

- 令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。3～5歳児の保育料は無償です。
- 0～2歳児の保育料は、市区町村民税の課税状況により、これまでどおり徴収します。燕市保育料徴収金基準額表（下表）を参考にしてください。
- 副食費や延長保育料などの諸費用は、無償化の対象外です。これまでどおり実費負担となります。
- 副食費は、公立保育園及び認定こども園で4,500円、公立幼稚園で3,650円徴収いたします。私立施設の副食費については、各施設へお問い合わせください。

令和3年度（2021年度）については決定されていませんので、目安として参考にしてください。

令和2年度（2020年度）保育料は下記のとおりです。

燕市保育料徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）						
階層区分	定義	乳児の場合（0歳児）		3歳未満児の場合（1～2歳児）		3歳以上児の場合（3～5歳児）		
		標準時間 認定	短時間 認定	標準時間 認定	短時間 認定	標準時間 認定	短時間 認定	
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	
第2	市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
第3	第1階層を除き、市区町村民税所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	12,000	11,800	11,000	10,900	0	0
第4		48,600円以上 57,000円未満	16,000	15,800	15,000	14,800	0	0
第5		57,000円以上 70,000円未満	20,000	19,700	19,000	18,700	0	0
第6		70,000円以上 97,000円未満	24,000	23,600	23,000	22,700	0	0
第7		97,000円以上 120,000円未満	29,000	28,600	28,000	27,600	0	0
第8		120,000円以上 169,000円未満	33,000	32,500	32,000	31,500	0	0
第9		169,000円以上 301,000円未満	38,000	37,400	37,000	36,400	0	0
第10		301,000円以上 397,000円未満	40,000	39,400	39,000	38,400	0	0
第11		397,000円以上	45,000	44,300	44,000	43,300	0	0

【備考】

- 4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分市区町村民税の課税状況により、9月分から3月分までの保育料にあつては当年度分市区町村民税の課税状況により階層区分の判定を行う。
- 児童の属する世帯が次に掲げる世帯（以下「要保護世帯等」という。）である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額を、第2階層と判定された世帯は無料、第3階層と判定された世帯は1,000円減額した額に2分の1を乗じて得た額、それ以外の要保護世帯等で市区町村民税所得割が77,101円未満と判定された世帯は2分の1を乗じて得た額又は9,000円のどちらか低い金額とする。この場合において、この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
 - 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養している者の世帯

(2) 在宅障がい児(者)のいる世帯 次に掲げる在宅障がい児(者)を有する世帯

- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると本市教育委員会が認めた世帯

3. 児童の属する世帯が要保護世帯等であり、児童の保護者が生計を一にする複数の者を養育又は監護している場合には、最年長の者から順に、2人目以降の保育料について無料とする。それ以外の世帯の児童の保護者が生計を一にする複数の者を養育又は監護している場合には、最年長の者から順に2人目の保育料にあつては、第2階層と判定された世帯は無料、それ以外の世帯は当該階層の徴収金基準額に2分の1を乗じて得た額とし、3人目以降の保育料にあつては、無料とする。この場合において、この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、対象となる者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 市区町村民税所得割額が57,700円未満と判定された世帯及び市区町村民税所得割額が77,101円未満と判断された要保護世帯等 保護者と生計を一にする次に掲げる者

- ア 当該保護者が現に監護する18歳未満の児童
- イ 当該保護者に監護されていた者(アに該当していた者が成年となった場合)
- ウ 当該保護者又はその配偶者の直系卑属

(2) 前号以外の世帯 保護者と同一世帯の児童で、保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由施設通園部、児童心理治療施設通所部及び児童デイサービスにおいて保育を実施されている者

4. 児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者の申請に基づき、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項第8号若しくは第3項の規定の例により算出した市区町村民税額に基づく階層区分の保育料とする。